

丹波国吉富荘にみる耕地開発と条里関連遺構

高野陽子

1. はじめに

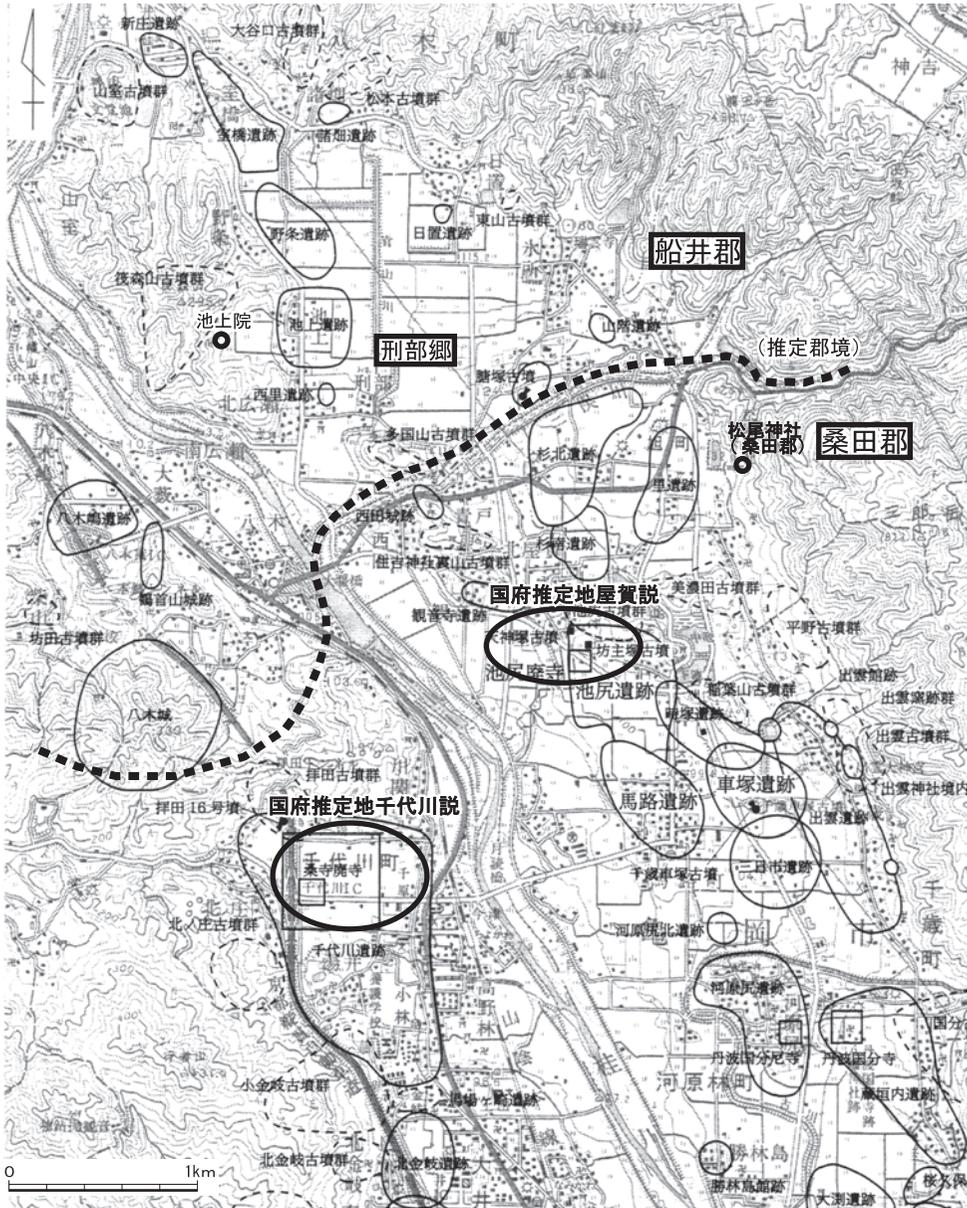
丹波国府推定地の一つである亀岡市馬路町池尻から南丹市八木町屋賀の北部には、東西の丘陵に囲まれた地形的にまとまりをもつ水田地帯が広がる。この地域は、和名類聚抄の船井郡11郷の一つである刑部郷に比定され、現在も「刑部(おさべ)」の地名をみることができる。^(註1)現在の八木町東南部の大字名で室橋・野条・諸畑・日置・氷所・池上・刑部(以上、大字)などが比定される。刑部郷は、承安四年(1174)に、丹波国知行国主であった藤原成親が後白河院法華堂に寄進したと伝えられる荘園、丹波国吉富荘の一部である。吉富荘は、成親が私領の宇都郷(吉富本庄、現京北町)に丹波側の周辺5郷(吉富新荘、神吉・八代・熊田・志摩・刑部)を加えて荘園として立荘し、王家領へ寄進したもので、その際に作成されたとされる絵図の写しが、『丹波国吉富荘絵図写』として残る。江戸時代初期に書写されたという絵図には、現在の南丹市八木町東南部の刑部郷一帯が、荘園を構成する地域の一つとして詳しく描かれている。^(註2)

近年、亀岡盆地の大堰川東岸では大規模な圃場整備が進められ、多くの遺跡の発掘調査が実施されている。そのなかでも、中心的な遺跡である野条遺跡や室橋遺跡の発掘調査では、規格性ある建物群や縦横に掘削された大小の溝群など条里や灌漑に関わる奈良時代～平安時代の多数の遺構が確認されている。刑部郷は、古代末期に国衙領から王家領へ、さらには有力寺社領へと変遷し、その領有関係が国家史と密接に関わる地域であり、発掘調査成果もまた、そうした歴史的な変化を反映する資料として、対照と検証が課題となっている。小稿では、近年の刑部郷域の調査のなかでも特に注目される調査成果を中心に、律令期から荘園成立期における耕地開発とその変容過程について、水利環境とその開発主体に焦点をあて、考察することにした。

2. 律令期の水路群と建物遺構

刑部郷は、南丹市八木町(旧船井郡八木町)東部に位置し、郷内と推定される範囲には、野条遺跡、室橋遺跡のほか、弥生時代中期の拠点集落である池上遺跡や古墳時代中期の

渡来系集団との関わりが注目される諸畑遺跡・大谷口遺跡などがある(第1図)。このうち、刑部郷のなかでも北半にあるとみられる野条遺跡と室橋遺跡では、奈良時代～平安時代の建物群や、水路とみられる多数の溝群を検出した。刑部郷域の発掘調査において、広範囲に水路が掘削され、耕地開発が広く行われたと考えられる時期は、律令期の8世紀後半～9世紀前葉、平安時代後期の11世紀後半、平安時代末期の12世紀中頃、さらに同じく平



第1図 亀岡盆地における刑部郷の位置と郡境

安時代末期～鎌倉時代初期の12世紀後葉～末である。

以下にはまず、野条遺跡と室橋遺跡を中心に、律令期の水路群と主要建物群の構成とその性格について検討する。

①律令期の水路群（8世紀後半～9世紀前葉）

これまで部分的に述べたように、刑部郷の中央部にあたるとみられる野条遺跡やその北部にある室橋遺跡の調査では、各時代の灌漑用水路とみられる溝群を検出している。奈良時代の公的施設に関わるとみる建物群を検出した室橋遺跡北部の第15次調査では、現新庄用水の東側で幅3m、深さ1.4mの断面台形状を呈する奈良時代後半～平安時代前葉の溝が確認された。現在の室橋地区の新庄用水の東側で並行して検出したもので、律令期の溝としては最も規模が大きく、基幹水路とみられる。また、南に約1km離れた野条第11次のS D11705や野条第10次・12次調査の溝S D205など、部分的に溝を検出したが、幅約1m余りと規模は小さい。律令期の溝はいずれも斜行し、この段階に、方格地割が施行された痕跡はみられない。こうした点から、水路の整備は、後にみる大規模なものではないものの、公領として開発される律令期にははじまっていたと考えられる。

②律令期の主要建物群

刑部郷の北部域に相当する室橋遺跡北部は、奈良時代後半の掘立柱建物群が分布する地区が複数箇所にわたって確認された。西部の室橋第6次調査では部分的な調査ではあるが、近接して5棟以上の主軸を揃える方形掘形の柱穴から構成される建物群を検出しており、建物域が大きく広がると推定される^(注3)。また室橋第15・17次調査では、2間×6間以上の規模をもつ大形掘立柱建物2棟以上が南北に検出され、「西」と判読できる墨書土器(杯B蓋)が周辺で出土し(第2図)、室橋第5次調査では鉾物滓などを出土する工房跡と推定される半地下式建物^(注5)を検出するなど、刑部郷の中でも中心的な地域になるとみられる。

これらの建物群の性格を検討するためには、その地理的な位置づけが問題となる。室橋遺跡の南約2kmには、奈良時代の二面廂をもつ大形建物群が柵列を伴って確認された亀岡市池尻遺跡^(注6)があり、丹波国府の有力な推定地の一つとなっている。丹波国府については、大堰川東岸の亀岡市千代川から拝田を中心とする千代川説や、大堰川西岸の南丹市八木町屋賀から亀岡市池尻を中心とする屋賀説のほか、千代川から平安時代後期に屋賀・池尻へ移ったとする移転説などがあるが、近年、上島享氏は、国分寺などが位置する大堰川東岸の南丹市屋賀から亀岡市池尻の地に当初から一貫して所在した可能性が高いとする説を出している。上島氏は、池上寺(現池上院)に居住した平安時代中期の天台密教の僧光慶の活動に注目し、皇慶が受領や在庁官人らから国衙に奉仕する僧として迎えられ、万寿年間



第2図 南丹市野条遺跡・室橋遺跡の中世水路群

(1024～1028年)には国衙領のなかに「池上坊」(池上寺、現大日寺池上院)という住坊を寄進されて居住したとし、国府の背後地にあたる池上を含む刑部郷一帯が国衙領であったとみている。^(注7) 筆者は、丹波国府については、近年の池上遺跡周辺の発掘調査成果から、奈良時代の国府を屋敷から池尻周辺に想定する見解に従いつつ、千代川町拝田遺跡周辺に残る「国司ヶ森」「国司牧」などの地名の遺存から、一時期、千代川に移転した時期があったのではないかと考える。池尻遺跡の大形建物群の廃絶後に平安時代前期の洪水砂層が確認されていることから、大堰川の氾濫による被害で、一時期放棄され、平安時代中期以降、国府は再び屋敷の地に戻ったと推定する。

刑部郷全域のなかでも室橋地区北部は、水利灌漑上、大堰川から引き揚げた灌漑用水の配水・分水の基点をなす要地であり、耕地管理の上から特に重要な地区である。奈良時代から平安時代前期の建物群が、室橋遺跡の北部に集中するのは、刑部郷における耕地全体の水利システムにおいて、集中的な管理が可能な地区であったことによるものと推定される。室橋遺跡の北部で検出された大形掘立柱建物群のなかでも特に室橋第15次調査地の建物は、官衙的な規模をもち、周辺で墨書土器を出土することから、刑部郷が国府周縁の国衙領であったとする上島説に照らせば、これらの建物群は律令期の公領における耕地管理に関わる公的な施設の可能性が高いと考えられる。

3. 平安時代後期の水路群と公領の再開発

11世紀後半の開発に関わる遺構として注目されるのは、野条遺跡第10・12次調査で検出した斜交する溝S D201である。幅約4mを測り、最下層に固く締まった砂礫層の堆積するもので、常に流水環境にあり、灌漑用水路のなかでも基幹水路とみられる。その延長部と推定される溝は、北に約300m離れた室橋遺跡第11次～13次調査の溝S D11707で検出しており、^(注8) さらに南に約700m離れた野条第9次調査で検出された溝S D101も同様の規模と堆積環境をもつことから、同時期に広範に灌漑用水路の整備が行われたと考えられる。^(注9) 溝の掘削時期はおおよそ11世紀後半とみられるが時期幅をもち、再掘削を繰り返しながら12世紀前葉には次第に埋没し、その機能を終えたと推定される。溝群はいずれも斜行し、方格地割とは対応しない。

刑部郷におけるこの時期の灌漑用水路の整備は、どのような背景によるものであろうか。院政期の11世紀後半は、全国的に荘園が拡大し、公領が減少して国司による税の徴収に深刻な影響が及んでいる時期であり、治暦5年(1069年)には、後三条天皇によって、違法な手続きによって立荘された荘園を整理する目的で、延久の荘園整理令が発令される。公領の荘園化によって、深刻化する国家財政の回復のために出されたこの荘園整理令は、大き

な効力を発揮し、撰閥家領や大寺社領の経営に打撃を与えたとされる。刑部郷における11世紀後半にはじまる広範囲の水路網の整備は、莊園整理と国衙領の再開発という全国的な動きのなかで捉えられるものであり、灌漑用水路の整備によって、生産性を向上させ、公領の租税を確保し、財政基盤を回復させることが意図されたものであろう。ただし、この段階の開発は、次に述べるような大規模な畦畔の変更を伴うものではなく、水路の再掘削などを中心とした極めて限定的なものであったと言える。

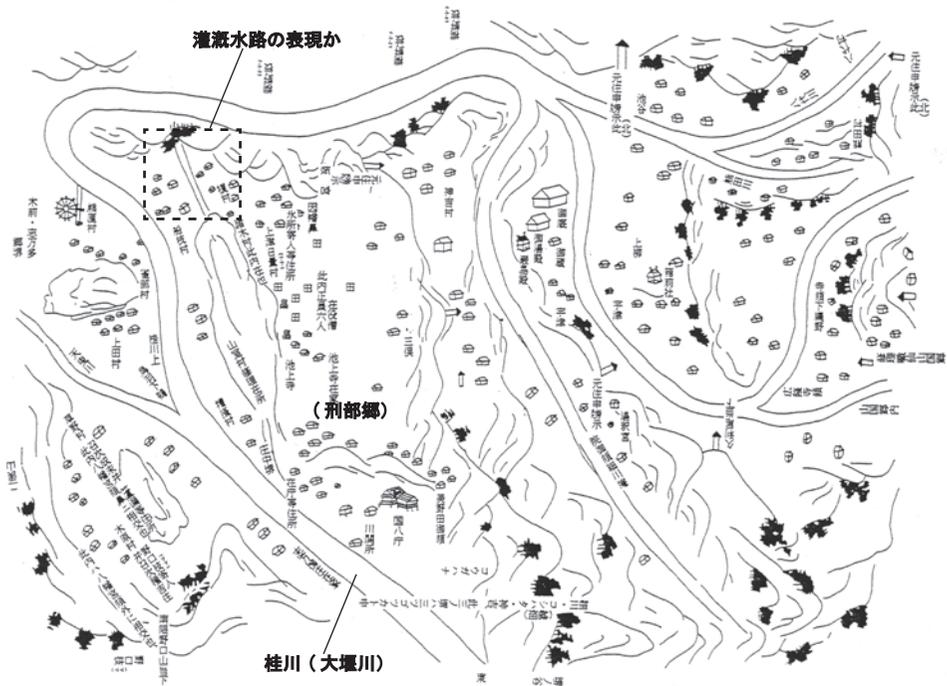
4. 平安時代末期の耕地開発と条里関連遺構

①. 刑部郷周辺の耕地開発と条里

亀岡盆地は、方格地割が比較的良く残る地域であり、条里研究についてはかつて高橋誠一氏が盆地全体の条里型地割を俯瞰し、国府推定地の一つである亀岡市千代川町周辺の条里に関する研究を発表している^(註10)。また、足利健亮氏は、盆地北域を中心に空中写真による一町四方の拾い出し作業を進め、亀岡市池尻など国府推定地周辺の条里についての問題を提起している^(註11)。しかしながら、両者が述べるとおり、条里に関しては施行時期の問題も含めて不明な部分が多く、「坪並」も「条・里の区画線」も明らかではなく、発掘調査の成果は蓄積しながらも、その後の研究は進展をみせていない。小稿で対象とする刑部郷域の野条遺跡から池上遺跡かけての地域についても、今回の発掘契機となった大規模な圃場整備が実施されるまで、1町四方(1辺約109m)の方格地割が中央から南部全域に残る地域であったが、これまで条里についての詳細な検討はなされていない。ここでは近年の発掘調査成果とともに、水利の問題と条里型地割との関係をみておきたい。

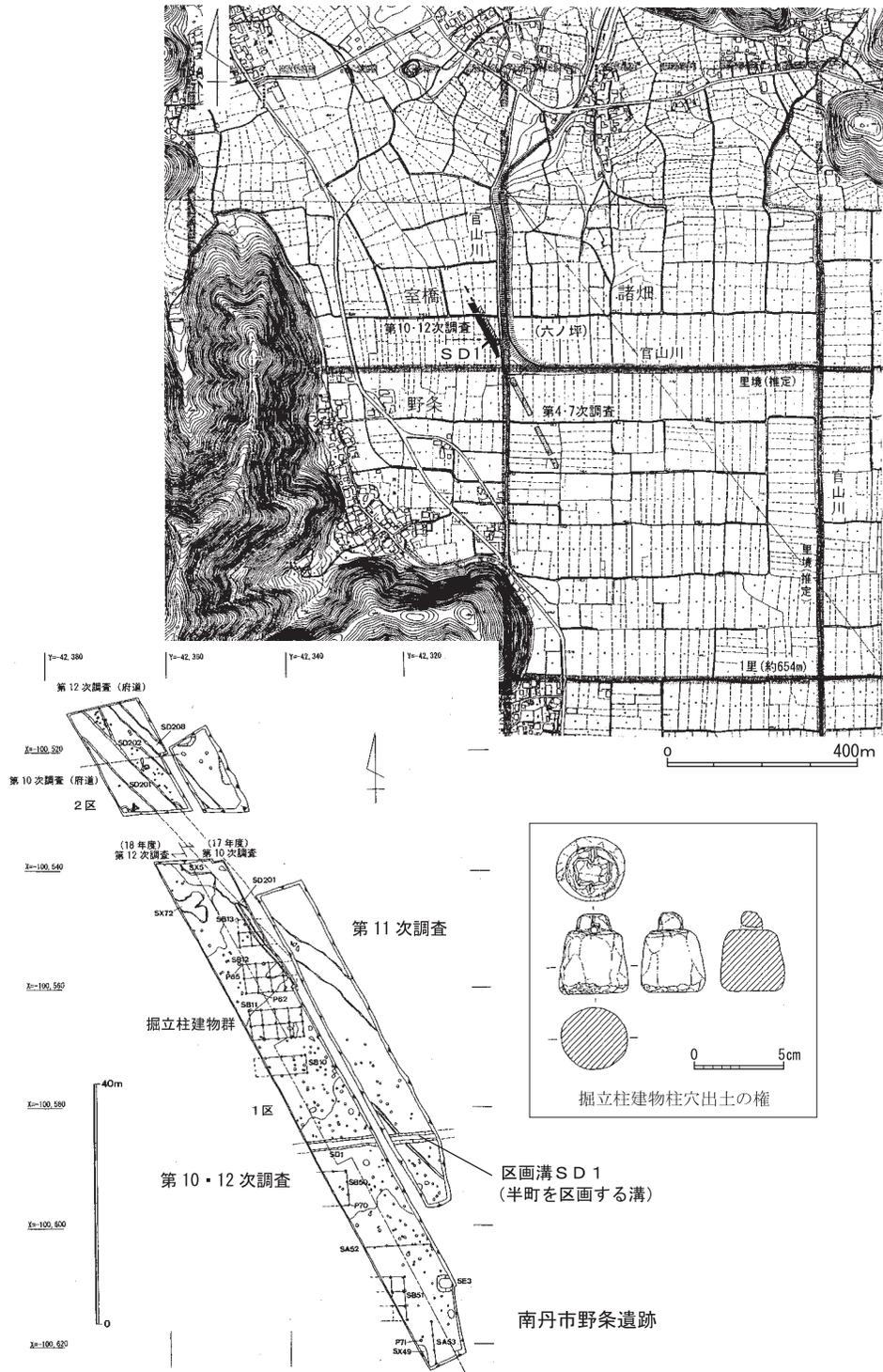
②平安時代末期の耕地開発

方格地割を基準とした一帯の大規模な畦畔の改変を伴う耕地開発は、いつ頃行われたものであろうか。野条第10次・12次調査では、1町を南北に二分する東西溝S D 1を半町のラインで検出した。調査は現水路を保持して進める必要があったため、方格地割の現畦畔下層を調査することはできなかったが、溝S D 1のほかにも、南西部の第9次調査地で1町を二分する東西溝が検出されており、一帯の地割が方格地割を基準としたものであることが想定できる。溝S D 1は、出土土器から、その掘削時期はおおよそ12世紀中頃と推定される。これに先行する溝は、前節で述べたように、奈良時代の溝S D 208や、11世紀後半～12世紀前葉の溝S D 201であるが、いずれも斜行する。一方、野条第19次調査で検出した12世紀末～13世紀初めの溝S D 201は、東西方向に掘削され^(註12)、12世紀中葉以降は基本的に条里型地割に沿うことから、一帯の畦畔の変更を伴う大規模な開発は、12世紀前葉～中頃に行われたと推定される。



第3図 『丹波国吉富荘絵図写』にみる刑部郷 (『亀岡市文化資料館図録』1993トレース図に加筆)

承安4年(1177)と裏書きされた『丹波国吉富荘絵図写』(第3図)は、平安時代末期のこの地域が詳細に描かれており、荘園の領域が四至榜示で明示され、現在まで残る多くの地名が記されている。絵図には、筏森山とみられる丘陵が左手中央に示されるが、「池上寺」より北側の絵図中央付近で、山並が絵図左上方(北西方向)から下(南方向)に張り出すその独特の形状も描写されていることから、絵図と発掘調査地点のおおよその対応が可能なものとなっている。この山並の変化点は、現在の大字「野条」のやや南の地点と想定され、その東に野条第10次・12次の発掘調査地点は位置することになる。この付近に、実際の発掘調査で検出した建物群の表現はみられないが、代わりに「田」の表記が多くみられる。「田」は、絵図のなかでもこの周辺にのみ描かれた特徴的な表記であり、新たに収益が確保できる田地として、絵図の作成に近い時期に開発された生産性の高い良田を示す可能性がある。注目されるのは、圃場整備が実施されるまで野条第10次・12次調査地の周辺に広く残っていた方格地割は、絵図でもおおよそ「田」の表現があるところからはじまっていることである。方格地割の施工という地割の改変を伴う大規模な再開発は、絵図の作成の前段階には行われていたと読みとることができる。発掘調査では、前述したように、条里型地割の施工時期は12世紀前葉～中頃と推定され、12世紀後葉の絵図の作成よりもやや古い段階で



第4図 野条遺跡周辺の条里関連遺構

あるが、大きく隔たるものではない。

野条第10次・12次調査の東から南東にかけて、条里坪付けにかかわる字名として現在も「六ノ坪」、「八ノ坪」などが確認される。また、野条遺跡の東を流れる官山川の流れは、第10次・12次調査区の南東角でL字に屈曲し(第4図)、さらに東6町(1里)の地点で再び屈曲し、南へと流れを変えるものであり、6町を単位とした里境の基準線に沿った地割がなされていると考えられる。同時に、官山川の流路によるその里境は、南東を諸畑、北西を室橋、南を野条とする現在の大字境界にも相当しており、現代にまで残る地域区分の区画線が、12世紀の耕地開発による条里型地割に由来することが明らかになった。刑部郷域の方格地割は、その中央に近い野条第10次・12次調査地周辺から確認され、西部の南部の刑部にむけて大きく広がるが、西部の氷室周辺や南の多国山周辺では乱れが生じている。また、小丘陵を隔てた南部の亀岡市馬路町池尻の丹波国府推定地周辺の地割との関係も、整合性をみることは困難である。12世紀中頃に施工された条里型地割は、刑部郷内で完結する可能性があるが、国府の所在する桑田郡条里との関係など、全体の条里復原は今後の検討課題とされるところである。

③刑部郷中部域の建物

室橋遺跡の南部に広がる野条遺跡では、第10次・12次調査で、12世紀中頃の東西溝の南北で、主軸を正方位に揃えた掘立柱建物群や井戸を検出した。^(注13)発掘調査では、東西溝SD1は1町を南北に2分する区画溝であり、その南北でそれぞれやや性格の異なる建物群を確認した(第4図)。北側の建物群は、規模や建物配置の規格性が高く、4間×2間の総柱建物3棟と4間×1間の建物1棟の東西棟が南北に桁行長を揃えて配置されていた。一方、南側の建物群は、主軸は正方位に合わせるが、配置に規格性はみられず、また井戸を含むことから、居住域として利用されたものとみられる。

野条第10次・12次調査地のこれらの建物群の評価については、どのように考えるべきであろうか。刑部郷のなかでは水利灌漑上の要所は、律令期の主要施設がみられる室橋遺跡の北部である。野条第10次・12次調査地は、室橋地区とは南に大きく離れた刑部郷の中央部にあり、絵図の段階にはほぼ耕地化されていたと考えられる。前述したように、現在まで残っていた方格地割は、この発掘調査地の周辺からはじまり、野条第10次・12次調査で検出した建物群は、12世紀中頃までに新たに開発された条里型地割をもつ新田に関係の深いものと考えられる。

発掘調査で確認された土地利用は、一町四方の区画を、北側に倉庫あるいは集荷に関係する建物を配し、南側に居住域を設けると考えられるが、居住域には素掘り井戸が付設するなど、その構造には在地的な様相も強く伺われる。一方、北側の半町で検出した規則性

の高い建物群のうち、掘立柱建物S B12の柱穴からは、白磁椀や滑石製の榿が出土(第4図)している。榿あるいは分銅は度量衡に関わり、金属製や石製のものがこれまで都城や官衙関連遺跡を中心に出土しているが、特に石製品は、地方官衙の周辺で出土する事例が多く、租税の徴収・計量と関わる遺物として注目される。井戸などの付属施設は在地的な様相がみられる一方、こうした集荷に関わる秤量具を出土していることから、これらの建物群の性格は、一般集落ではなく、耕地からの収益を管理する実質的な耕地の開発主体に関わる建物群と推定する。筆者は、その開発主体として、公領を郷域レベルで管理していた在庁官人などの開発領主を想定し、その居館や集荷施設などの可能性を指摘しておきたい。公領の荘園化が全国的に進む古代末期において、刑部郷でもこの時期に国衙に郷司・保司として加わった在庁官人の勢力が拡大し、実質的な開発領主として条里型地割を伴う大規模な耕地開発を推進したと推定される。承安2年(1172)に丹波知行国主となった藤原成親は、公領の収益の確保において開発領主や受領との関係性を強め、その知行から2年後の承安4年(1174)、公領であった刑部郷ほか周縁地域を取り込み一円荘園化して後白河院法華堂に寄進し、刑部郷は王家領として、完全に荘園化したものと考えられる。

5. 平安時代末期の灌漑水路の整備と文覚伝承

①室橋遺跡の水路群

亀岡盆地を流れる大堰川の本流は、室橋地区の北の船枝地区で大きく西に迂回するため、刑部郷内に大きな河川は無く、灌漑水の確保は各時代の課題であった。室橋遺跡北部は、灌漑用水を配する基点となる地域として重要であり、発掘調査でも、前述した律令期の遺構群のほか、平安時代末期の溝群を検出している。

室橋遺跡第17次調査では、現在、農業用水として利用されている「新庄用水」の下層で、平安時代末期の溝S D 17203を検出した。上層は「新庄用水」によって大きく削平されるが、幅約2.5 m以上の規模をもつ溝で、「新庄用水」と掘削方位を同じくし、溝から出土した土器から時期は12世紀後葉～末であることが判明した。さらに北側の地点を調査した第15次調査では、「新庄用水」の流路に沿って落ち込みを確認し、部分的な調査ではあるが、現在の「新庄用水」とほぼ同じ位置で、平安時代末期の溝が掘削されていることを想定できるものとなった。^(注14)

②「新庄用水」と文覚伝承

室橋遺跡や野条遺跡一帯は、平安時代の伝承が多く残されているが、なかでも勸進僧として知られる僧文覚の伝承は地元へ深く浸透している。文覚は、遠藤盛遠という元「北面の武士」で、平安時代末期～鎌倉時代初期の真言宗の僧である。神護寺の復興に尽くし、



第5図 野条遺跡・室橋遺跡の水利遺構検出地点と文覚池

神護寺領となった各地の荘園の開発に関わったとみられる。神護寺文書等によれば、文覚は伊豆配流中に源頼朝と親交を深め、赦免後、平家から源氏の所領に戻っていた「吉富本庄」の寄進を受け、さらに後白河院から「吉富新荘」を得て、吉富荘は、治承4年(1184)には一円神護寺の荘園となる。文覚は、紀伊国梶田荘や播磨国福井荘など、各地に散らばる神護寺領において、大池や水路を掘削し灌漑を進め、耕地開発に大きな役割を果たした

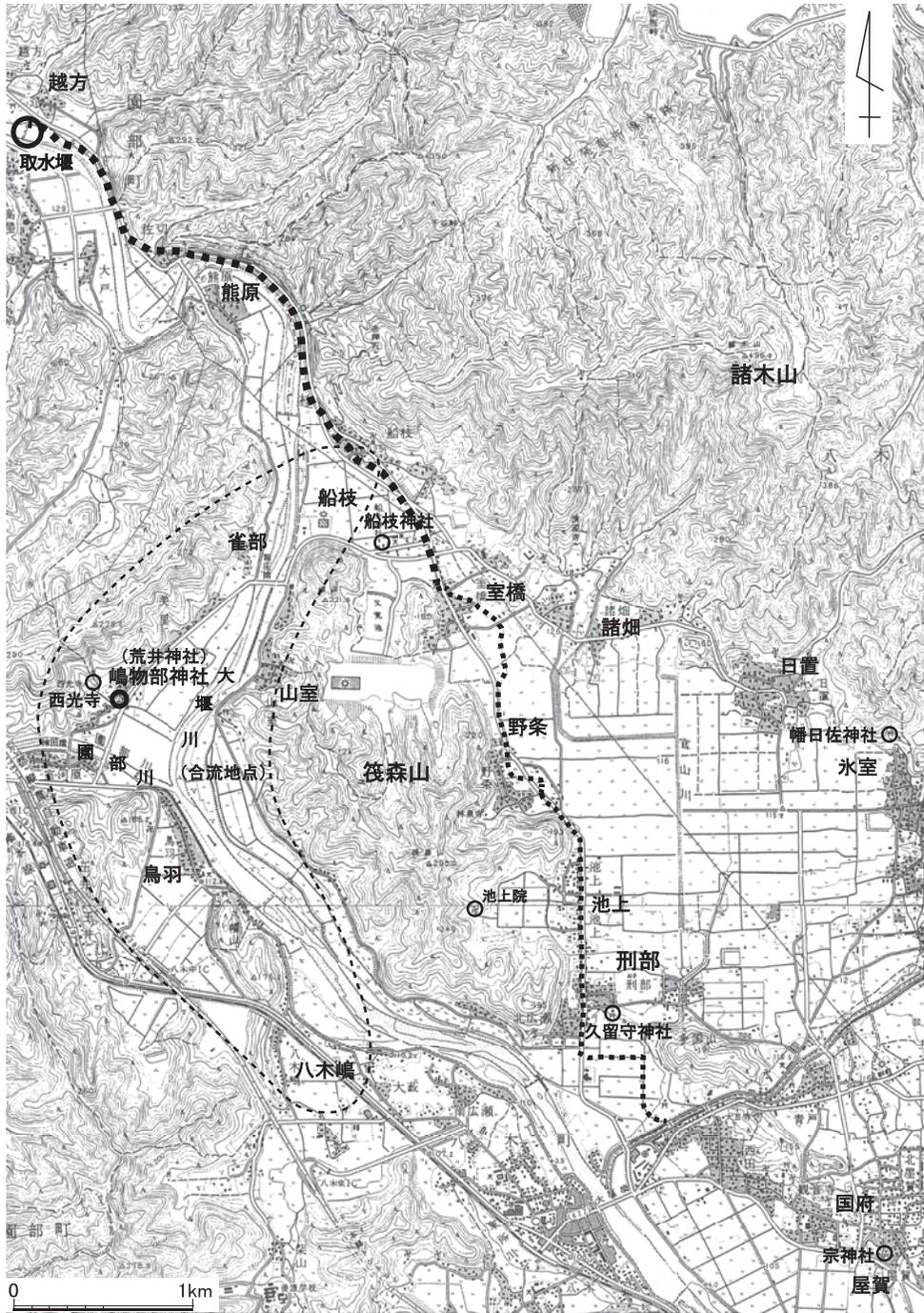
が、同じ時期に神護寺荘園となった吉富新庄の刑部郷についても、その開発に深く関与したと考えられる。

現在、室橋地区を流れる「新庄用水」は、刑部郷の灌漑用水の基幹水路だが、『丹波郡志』によれば、文覚が文治4年(1188)に開削したものであるという。室橋地区を流れる「新庄用水」には、流れの上にて建てられた方一間の堂である「室橋堂(文覚堂)」があり、橋としての機能も兼ねることから「通り堂」とも呼ばれ、文覚の見水場とする伝承をもつ。また、室橋地区の西部、筏森山北麓に位置する「文覚池」は、渇水期の用水池として利用されるが、その開削もまた文覚によると伝えられるなど、刑部郷には文覚と灌漑用水に関わる伝承が数多く残されている。

③大堰川からの大規模な水路開削の可能性 — 「新庄用水」と「文覚井」 —

室橋遺跡の12世紀後半における水路の掘削の主体が、伝承のとおり、文覚に関わるものであるのか、その点に関して注目されるのは、現「新庄用水」にかかる「室橋堂(文覚堂)」の位置である。「新庄用水」は、夏季の渇水期には大堰川の水位が下がり、その取水が困難になるため、室橋地区の西に位置する約4.3ヘクタールの面積をもつ文覚池に谷水を貯水し、特に夏季の用水として利用される。現在の「新庄用水」は、前述したように、平安時代末期の溝とほぼ同様な位置で掘削されている可能性が高く、大堰川から引かれた「新庄用水」と文覚池からの用水は、室橋地区北部で合流する。その合流地点に位置するのが、文覚の見水場とされる「室橋堂」であり、灌漑用水の配水状況を見分する位置にあることから、伝承との関連性を強く窺わせるものである。発掘調査において、新庄用水下層で検出した溝は、おおそ12世紀後葉の時期にあり、文覚の活動時期に近く、史実のある部分が伝承の背景となっている可能性は高い。室橋地区の灌漑用水は、神護寺領となった時期に近い12世紀後葉～末に再整備されたと推定されるが、それは室橋遺跡周辺の既存の水路の再掘削にとどまるものではなく、以下に述べるように、一帯の水利体系を根本から見直す大規模なものでなかったかと推察する。

「新庄用水」は、現在、室橋の北に位置する船枝から約2km北の越方に取水堰を設置し、大堰川からの水を引き込むが、こうした取水方法は果たしてどこまで遡るのであろうか。室橋遺跡の以北では、現在の「新庄用水」周辺での調査は実施されていないが、南丹市教育委員会による聞き取りを含めた詳細な調査報告があり、そのなかで用水に関する最も古い文書が、太田順三氏が悪党についての研究で取り上げた北条得宗家被官の安藤蓮聖による請文であることが明らかにされている^(註15)。この文書は、正安3年(1301)、安東蓮聖によって五箇庄内河内村(南丹市園部町)の地頭方に、刑部郷の用水使用に対する井料の納入を求めた請文で(尊経閣神護寺文書)、そこには「丹波国吉富新庄刑部郷為用水」とあり、はじ



絵図にみる水路復元
 基幹水路復元（平安末期）
 津の範囲復元

第6図 「新庄用水」の始点と古代・中世の津の推定範囲

付表1 古代～中世における吉富荘・刑部郷関連年表

西暦	元号	主な出来事	備考
931～38	承平年間	丹波国船井郡下の九郷の一つとして、「刑部郷」がみえる。	『倭名類聚抄』
1024～45	万寿～寛徳年間	僧皇慶、「池上房」（現在の春日寺池上院とされる）造営（丹波守は源章任、周辺は清和源氏の所領）。	『谷阿闍梨伝』『四十帖決』
1159	平治元年	源義朝の私領「宇都郷」（京都市右京区京北）、平治の乱の敗北により平家の所領となる。	（「刑部郷」周辺は国衙領とみる説が有力）
1174	承安四年	丹波国知行国主藤原成親（平家の縁戚）、「宇都郷」に周辺5郷（神吉・八代・熊田・志摩・刑部等）を加え、「吉富荘」立荘。神吉・八代・熊田郷を「吉富本荘」に加え、刑部・志摩郷を「吉富新荘」とする。「吉富荘」を後白河法皇御願法華堂に寄進。 立券にあたり、「丹波国吉富荘絵図写」の原図作成（野条・室橋遺跡含む八木町のほぼ全域が新荘とされた）。	「僧文覚起請文」（平安遺文4892）文覚、1168年以降、勅進等により東寺・四天王寺・神護寺等復興はじめる。 （真継正次氏所蔵絵図。戦国～江戸初期の写しとされる）
1177	治承元年	藤原成親、鹿ヶ谷事件で配流。「吉富庄」は平家領へ。	
1178	治承二年	文覚、伊豆配流（1174年）から許され、神護寺へ戻る。神護寺の本格的な再興に尽くす。	「僧文覚起請文」
1180～	治承四年～	源頼朝・木曾義仲率兵。丹波国、一時、木曾義仲の知行。「吉富本荘」は源頼朝は所領に、「吉富新荘」（刑部郷含む）は後白河院が領有する。	巴御前の墓（野条地区伝承）
1184	寿永三年	文覚の求めで、源頼朝「吉富本荘」を神護寺に寄進。	「僧文覚起請文」
1184	元暦元年	後白河院が「吉富新荘」寄進し、一円神護寺領となる。	「僧文覚起請文」
1188	文治四年	神護寺文覚による新庄用水の開鑿（伝承）。	
1199	正治元年	文覚、後鳥羽上皇に疎まれ、佐渡に配流。神護寺領は没収され、「吉富庄」は藤原範光の所領へ。	
1221	承久三年	承久の乱で藤原氏没官、鎌倉幕府の管領へ。	
1225	嘉祿元年	鎌倉幕府、「吉富荘」を神護寺に寄進。再び一円神護寺領となる。	

めて「用水」の表現がみえさらに「水路」について「広参丈陸尺・長捨捌町也」としている。この「用水」は、刑部郷との関わりから、すでに神村和輝氏が指摘しているように、「新庄用水」の原形となるものとみてよいだろう。^(注16)

請文のなかで注目されるのは、広さ3丈6尺（約10.9m）、長さ18町（約1962m）というその規模と、請文が五箇庄内河内村という大堰川上流の園部側の地頭方に出されている点である。まず規模については、大規模であることから太田順三氏はこれを運河とするが、刑部郷内のこれまでの発掘調査で幅10mを超えるような大規模な水利施設は確認されていない。また耕地の灌漑用水路に関して10m幅の広さを必要とするとは思われず、3丈6尺とは、水路そのものの幅を述べているわけではないであろう。近世資料では、取水口の越方では石を詰めた竹籠を連ねて大掛かりな堰が作られ、「井役」があったことが知られ、大堰川本流にかかる取水堰は相応の規模を有していたとみられる。こうした点から、請文の広さは、大堰川上流における取水堰の規模であり、その幅を指していると考えることができる。^(注17)

現在、刑部郷内の「新庄用水」は、北部の灌漑田がある船枝から南部の刑部まで約4kmの長さを測り、さらに船枝から上流の取水堰のある越方までは約2kmを測る。請文が園部側の地頭方に出されていることから、筆者は、請文が指す地域は、灌漑田がはじまる船枝から、その上流の取水堰までの現在の八木側と園部側をつなぐ接続地域に関するも

のであるとみる。すなわち、長さ18町とは、越方から船枝までの山間部約2kmの長さを表現したものであろう。こうした視点に立てば、越方から船枝までの約2km、さらに船枝から刑部までの約4mを含む、総長約6kmの「新庄用水」の原形となる灌漑用水路は、少なくとも鎌倉時代末期にはすでに存在していたとみることができる。

前述したように、発掘調査では、室橋における新庄用水下層の溝の時期が、12世紀後葉～末に遡るとみられることから、神護寺の荘園開発に関わった文覚による開発の可能性を指摘したところであるが、船枝からその上流部の掘削に関しても、同様な視点での検証が必要となるところである。刑部郷における灌漑用水路の開削と文覚との関わりについて、注意されるのは文覚による大規模な用水掘削の有無が論議されている紀伊国杵田荘（和歌山県伊都郡かつらぎ町）の「文覚井」との関係である。杵田荘は、刑部郷が神護寺領となる1年前の治承3年(1183)に神護寺領に施入されたものであり、川からの井堰による導水は約5kmにおよぶといひ、掘削時期が伝承のとおり、平安時代末期まで遡るのか、論議されている。取水から灌漑田までの導水区間が極めて長い点では、越方からの総長6kmにおよぶ「新庄用水」と同様であり、杵田荘と吉富庄はほぼ同時期に神護寺に施入されることから、ともに文覚に関わった開発として、両者の構造的な比較検討が今後なされるべきであろう。残念ながら、船枝から北部の発掘調査は行われておらず、平安時代末期における、こうした大規模な用水の掘削の有無を裏付けるような考古学的な資料は現状ではまだ得られていない。

④「新庄用水」と吉富荘絵図

導水区間の極めて長い特色ある灌漑用水路の開削は、技術的な観点を含めて、その開発主体を文覚と関連づけられるものであるのか否か検討されねばならないが、こうした水路が神護寺領となる以前に、さらに先行して掘削されていた可能性があることを、4節であげた『吉富荘絵図写』から指摘しておきたい(第3図参照)。この絵図は、刑部郷が神護寺領となる約10年前の承安4年(1174)の裏書をもつ。絵図には全体に大堰川を含む桂川上流が大きく描かれており、刑部郷の周辺も詳しく描かれている。絵図のなかで、大堰川の水利に関して注意される点がいくつかある。絵図左上の大堰川に、「熊厘村」の表記とともに、水車の歯車が描かれているが、これは現在の熊原とみられ、大堰川から水車による揚水が行われたことが知られる。ただし、水車は熊原という耕地面積が限られた大堰川西岸地域に接して描かれたものであり、より広い耕地をもつ刑部郷側の東岸の状況は知ることは出来ない。東岸の灌漑に関して注意されるのは、「船枝村」と「榎村」の間に2条の線画による表現がみられることである。筏森山丘陵から派生し、「熊厘村」の上流の大堰川東岸の山間部にむけて描かれたもので、これは大堰川の描画方法と同様であること

から判断すると、小河川などの流路を表現したものとみられる。しかしながら、船枝から室橋に至るとみられるこの地域には現在、該当する河川は確認されない。絵図で流路とみられる表現は、室橋と船枝の境から、熊原からさらに上流地域の大堰川東岸に向けて接続するように描かれ、その接続地点を越方とみることもできることから、ここで描かれた水路は越方を取水口とする現在の「新庄用水」の原形となる灌漑用水路を表現した可能性がある。大堰川は、緩やかに屈曲するように描かれるのに対し、この流路とみられる表現は直線的に描かれることもまた、人工的な流路を表現しているのではないか。神護寺領の荘園開発に先行して、おそらく刑部郷に条里型地割が施行された段階に、大規模な灌漑用水の整備が行われていた可能性がある。刑部郷における、こうした水路整備から文覚が見聞を得て、「文覚井」の開削に技術的な援用がなされたという可能性もあろう。

越方における取水堰の設置と数kmに及ぶ導水路の掘削は、この地域の灌漑環境を劇的に変え、水利灌漑上の画期となったことは想像に難しくなく、今後その時期や構造について十分な検証を進める必要がある。文覚伝承の浸透は、こうした特色ある灌漑用水路の再整備と池の開削という新たな水源を確保する大規模な整備に象徴的な意味が加わり、今に伝えられたものであろう。

6. おわりに ～中世的荘園経営の把握にむけて～

小稿では、古代末期の荘園成立期における耕地開発とその開発主体について、おもに水利環境の整備という視点から、発掘調査による成果や絵図等の検討から考察を加えた。資料の不足する部分は、推察を重ねて考証したものであることは否めないが、丹波国吉富荘刑部郷の古代末期から中世に至る耕地開発の検討を通じて、変換期における地域支配の一端を明らかにした。

圃場整備に関する調査は平成24年度の報告をもって終了したが、その最終調査で、注目される遺構が検出された。室橋堂の北東に近接した地点において確認された12世紀後葉～13世紀前葉とみられるL字状の溝である。溝の規模は、幅5m、20m以上にわたって検出したもので、一部調査にとどまるが、居館の区画溝の可能性が高いものと推定される。漑用水の管理に関わる荘官の居館など、荘園管理のうえで中心的な機能を持つ施設に伴う溝と考えられるもので、平安時代末期から鎌倉時代前期において、在地の荘官などの地域支配が強まり、新たな局面が生じたことを示す資料と言える。

刑部郷の北西に接する志摩郷には、神護寺の末寺とされる西光寺が所在し、文覚が得度したとする伝承を残すなど神護寺との関係は深く、室橋遺跡の北の船枝地区と、大堰川を挟んだ対岸地域は、平安時代末期～鎌倉時代前期の地域開発の拠点であった可能性がある。

筆者は別稿において、この一帯が古代の津としての機能をもつ地域であったことを述べたところである（第6図）。「船枝」の地名は『丹波国吉富荘絵図写』にもみえ、船が枝のように停泊していたというその名のとおりに、大堰川の河川交通の要衝となった川港と考えられる。平安時代末期にあらたに刑部郷北部の開発が勢力的に進められた背景には、この地区が灌漑のための水利上の要所であっただけでなく、川港に隣接し経済活動においても中核的な地域であったことも大きな要因であろう。荘園経営の主体が河川交通の要所を抑え、中世的な荘園経営へ転換し、広く物資の流通に関わったことを想定させるものであり、今後、こうした流通の視点を合わせた検証も課題となるところである。

（たかの・ようこ＝当調査研究センター調査課主査）

小稿をなすにあたって、当センター理事であった故高橋誠一氏をはじめ、伊野近富、俣野右内、森島康雄、上島亨の各氏には貴重なご教示をいただいた。記して、深く謝意を述べたい。

注1 刑部郷は船井郡の郷名であるが、亀岡盆地内にあり、地勢的には桑田郡北部と連続性がある。古代の桑田郡と船井郡の郡境は曖昧な表記がなされる場合が多く、刑部郷南部の一部は桑田郡として認識されている場合もある。第1図の船井郷と桑田郡の郡境については、刑部が船井郡、屋賀が桑田郡であることを前提に、西部は西側山地部に桂川（大堰川）本流が迫る千代川町川関周辺を、中央部では多国山を地勢的な観点から郡境と推定した。東部では、現亀岡市旭町の松尾神社（第1図）が『延喜式』神名帳において桑田郡とされていることから、若干の流路の移動はあるとみられるが東部山地部から流れる三俣川を郡境と推定する。

また、刑部の周辺には「室橋（ムロハシ）」「山室（ヤマムロ）」「室河原（ムロガワラ）」「諸木（モロキ）」（現在の諸畑とみられる）など、「ムロ」「モロ」を音に含む地名が散見される。「ムロ」、その訛化した「モロ」とは、奥まった地形を指す意味があり、主要古墳や官衙が所在する八木町屋賀や亀岡市池尻など中核地域からみて背後（奥）にある地という認識が地名に現れているとみることができよう。

注2 京都市京北町宇津の真継梶ノ助氏所蔵。『日本荘園絵図集成』下 No.56 絵図の詳細な検討として、以下の研究がある。仲村研「丹波吉富庄の古絵図について」（『史朋』2号 1963）、飯沼賢司「丹波国吉富荘と絵図」『民衆史研究』30号 1986）

注3 福島孝行「府営農業農村整備事業関係遺跡平成22年度発掘調査報告（野条遺跡第18次）」（『京都府埋蔵文化財調査報告書（平成22年度）』京都府教育委員会 2011）

注4 高野陽子・辻本和美「室橋遺跡第15・17次」（『京都府遺跡調査報告集』第139冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2010）

注5 高野陽子「野条遺跡第10・12次、室橋遺跡第5次発掘調査報告」（『京都府遺跡調査報告集』

第128冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2008)

- 注6 石崎善久「池尻遺跡第7次」(『京都府遺跡調査概報』第123冊 2007)
- 注7 丹波国府については、以下の研究がある。
- a. 木下良「丹波国府址一亀岡市千代川に想定する一」(『古代文化』第16巻 第2号)1966、 b. 高橋誠一「亀岡盆地の条里と丹波国府」(水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視園』大明堂)1986、 c. 足利健亮 足利健亮「丹波国府をめぐる諸説」(亀岡市史編さん委員会編『新修亀岡市史 本文編第1巻』京都府亀岡市)1995、 d. 高橋美久二「丹波国府の造営」(亀岡市史編さん委員会編『新修亀岡市史 本文編第1巻』京都府亀岡市)1995、上島享「地上院と神護寺・丹波国府－新資料の紹介と皇慶の活動をめぐって－」(『郷土史八木』第10号)2000 同「4.丹波国府と吉富荘」(『京都と京街道 京都・丹波・丹後』(吉川弘文館)2002
- 注8 高野陽子・辻本和美ほか(1)室橋遺跡第11次(2)室橋遺跡第13次」(『京都府埋蔵文化財概報』第130冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)2008、辻健二郎『南丹市内遺跡発掘調査報告書5(野条遺跡第16次)』(南丹市教育委員会)2011
- 注9 「(2)野条遺跡第9次」(『京都府遺跡調査概報』第110冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)2004
- 注10 前掲注7－b 文献参照。
- 注11 前掲注7－c 文献参照
- 注12 高野陽子・古川 匠・大高義寛「野条遺跡第17・19次」(『京都府埋蔵文化財調査報告集』第150冊 公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)2012
- 注13 前掲注5 参照
- 注14 前掲注4 参照
- 注15 太田順三「『得宗被官』安東蓮聖 再考」(『悪党と内乱 悪党論集②』 悪党研究会 編)2005
- 注16 神村和輝ほか『神護寺領丹波国吉富荘故地調査報告書』(『八木町史編さん事業歴史資料調査報告書』第2集 八木町教育委員会)2009
- 注17 前掲注16参照。
- 注18 梅津一朗編『紀伊国梓田荘』同成社 2011、和歌山県立博物館編『特別展「紀伊国梓田荘と文覚井 一水とともに生き、水を求めて闘う一」』2013
- 注19 高野陽子「丹波国刑部郷における古代の開発とその背景」(『晴歩雨読－和田萃先生古希記念文集』 藤陵史学会)2014

参考文献

- 平凡社『京都府の地名』(日本歴史地名体系 26) 1981
- 亀岡市史編さん委員会『新修亀岡市史』(2000)
- 黒川直則「丹波国」(『近畿地方の荘園Ⅲ』講座日本荘園史 8 吉川弘文館) 2001